

期間限定（要予約制）

新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん

あっせん期間 令和2年3月4日(水)～令和2年5月29日(金)

あっせん金額 500万円以内

利率 無利子(区が利子の全額を負担)

※名目利率1.65%(セーフティーネット保証制度の認定等を受けた場合 1.45%)

対象条件 以下の条件を全て満たしている事業者

- 次に該当する事業者
新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月間の売上高が前年同月比で10%以上減少
- 事業所の規模
資本金1千万円以下又は、従業員100人(小売業、卸売業、サービス業は30人)以下
- 事業所の所在地
法人…港区内に1年以上本店登記と本店での事業の実態があり、かつ同一事業を1年以上営んでいる法人
個人…港区内で1年以上、同一事業を営んでいること(事業主の住所が港区内に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいること)
- 対象業種
東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- その他
港区に納期の到来している特別区民税・都民税(法人は、港都税事務所に法人都民税と法人事業税)を完納していること

取扱金融機関 港区中小企業融資あっせん取扱金融機関 資金使途 運転 貸付期間 7年以内(据置1年を含む)保証人 ★法人…保証協会の定めるところによる ★個人…原則不要 担保 特別の場合を除き無担保 信用保証料 本融資に伴う信用保証料を区が全額補助

お問合せ・ご予約

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

産業振興課経営相談担当 TEL3578-2560・2561

【裏面もご覧ください】

お申込みに必要な書類

- ① 港区中小企業融資あっせん申込書 ※区役所3階、経営相談担当窓口にて配布
 - ② 港区中小企業融資のあっせん申込等に係る同意書
※代表者の同意と実印の押印をいただきます。
 - ③ 最新の確定申告書、決算書(原本・1期分) … 1式
※電子申告の場合は、法人税の「メール詳細」が必要です。
※決算後、6ヶ月以上経過している場合はその後の試算表も必要となります
 - ④ 最新の納税証明書 (注:領収書では受付できません)
[法人]港都税事務所発行の法人都民税と法人事業税の納税証明書 …… 1通
[個人]港区役所発行の特別区民税・都民税の納税証明書 …… 1通
(港区民以外の方は、港区役所発行の第二種均等割事務所事業所税の納税証明書)
 - ⑤ 【法人のみ】履歴事項全部証明書(登記簿謄本) 3ヶ月以内発行のもの …… 1通
 - ⑥ 実印及び印鑑証明書
[法人]法務局に登録している印 [個人]市区町村に登録している印
 - ⑦ 港区新型コロナウイルス感染症対策特別融資確認書
 - ⑧ ⑦の売上高の根拠となる試算表、売上元帳など
- ※②及び⑦は、ホームページ(<http://www.minato-ala.net>)からダウンロードできます。

